

**調布市立学校における持続的な学校運営のための  
感染症予防ガイドライン  
(新型コロナウイルス感染症)**

**《令和3年4月1日版》  
調布市教育委員会**

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営については、令和3年1月20日に発出した「調布市立学校における感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」を踏まえた対応を行っていただいたところです。

しかし、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれるところではありますが、こうした中でも持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びそのリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

そのため、本ガイドラインを「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」に全面改訂することとしましたので、お知らせします。なお、本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とします。

# 目 次

## 教育活動編

1	令和3年度の学校運営について-----	1
2	学校における感染症対策の考え方-----	1
3	保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について-----	1
4	上記2の児童・生徒の学習評価について-----	1
5	児童・生徒の心身の状況の把握，心のケア等-----	2
6	感染者等に対する偏見や差別への対応-----	2
7	熱中症事故の防止について-----	2
8	サービスの取扱い-----	2
9	教育活動上の感染症対策について-----	3
	(1) 教科指導の感染症対策-----	4
	(2) 学校行事の実施-----	6
	(3) その他の教育活動-----	7
	(4) その他-----	7

## 保健衛生編

### 第1章 本編の位置づけ及び基本的な考え方

1	本編の位置づけ-----	8
2	保健衛生に関する基本的な考え方-----	8
3	学校（教職員）の役割-----	9
4	教育委員会事務局の役割-----	11

### 第2章 具体的な感染予防策

1	健康管理・衛生管理等-----	12
	(1) 児童・生徒の健康管理・衛生管理-----	12
	(2) 教職員の健康管理・衛生管理-----	13
	(3) 来校者の体調管理・衛生管理-----	14
	(4) 教室等の環境衛生管理-----	14
	(5) 給食調理上の衛生管理-----	16
	(6) 給食指導時の衛生管理-----	16
	(7) 爆発的な感染拡大時の給食対応（配膳が簡易な給食の提供等）--	16
	(8) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応-----	17
2	出席停止の取扱い等-----	18

### 第3章 臨時休業（感染者が判明した場合等の対応）

1	感染者が判明した場合-----	19
---	-----------------	----

2	保護者等への周知・市民への公表-----	20
3	校内の消毒-----	20
4	都内感染者の発生状況を踏まえた措置-----	20

<様式・参考資料>

様式1 「健康観察票（児童・生徒用）」

様式2 削除

様式3 「健康チェック表（教職員用）」

様式4 「新型コロナウイルス感染症罹患による欠席届」

様式5 「新型コロナウイルスの濃厚接触による欠席届」

様式6 「基礎疾患等による欠席届」

様式7 「発熱等による欠席届」

様式8 「海外からの帰国による欠席届」

参考様式「健康チェック表（来校者用）」

【参考資料1-1】削除

【参考資料1-2】削除

【参考資料1-3】国マニュアル

URL [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

【参考資料2-1】削除

【参考資料2-2】削除

【参考資料3】都立学校版ガイドライン

URL [https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2020/release20200914\\_3.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200914_3.html)

【参考資料4】削除

【参考資料5】「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント（厚生労働省）」

【略称】本ガイドライン中では、下記のとおり略して表記する。

国マニュアル	←	令和2年12月3日 文部科学省改訂 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ (2020.12.3 Ver.5)」
都立学校版 ガイドライン	←	令和2年9月14日 東京都教育委員会改訂 「感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立 学校）改訂版 ver2」

# 教育活動編

## 1 令和3年度の学校運営について

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく。

## 2 学校における感染症対策の考え方

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底すること。

## 3 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童・生徒については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、「合理的な理由があると校長が判断する場合」には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、特に小・中学生は就学義務も踏まえ、児童・生徒の学びが保障されるよう配慮すること。

## 4 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しての学習評価について

出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒との関係を継続すること。特に、一定の期間児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば、同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うこと。また、学習指導を行う際には、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導すること。

なお、これらの取組が「①教師による学習指導が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること」「②教師が児童・生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること」の要件を満たしている場合は、再度学校で指導しなくてもよいものとし、学習の状況や成果は、学習評価に反映することができる。ただし、一部の児童・生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

<具体的な自宅等での学習の状況及び成果の把握の方法例>

- ① ワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成、学習状況確認のための小テストの実施など自宅等での学習を支えつつ、その学習状況を適切に把握するための取組
- ② 作成したレポートに対する教師のフィードバックや児童・生徒自身によるノートへの学びの振り返りの記録など、自宅等での学習の成果を児童・生徒が自覚して次の学習や指導に生かしていくための、いわゆる指導と評価の一体化に資する取組

## 5 児童・生徒の心身の状況の把握，心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス，いじめ，偏見等に関し，相談窓口を適宜周知するとともに，学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により，児童・生徒の状況を的確に把握し，健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など，管理職のリーダーシップのもと，関係教職員がチームとして組織的に対応する。

## 6 感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにする。

## 7 熱中症事故の防止について

児童・生徒の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。このため，気候等の状況等により，適時・適切な水分補給が行えるようにするとともに，マスクを外すなどの措置を行う。その際は，換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。

## 8 サービスの取扱い ※省略

## 9 教育活動上の感染症対策について

教科の指導においては、話し合いや発表などの活動を一律に中止するものではない。学習指導要領の目標を十分に踏まえ実施する場合には、感染症対策として「マスク等の着用」「一定の距離」「同じ方向を向く」「回数の制限や時間を短縮する」などの対策を徹底して実施することができる。

密集が回避できない状況下においては、密接する時間を短時間とすることや、密閉を回避するために換気を十分に行うなど、三密が同時に重ならないよう留意する。

なお、濃厚接触者は、次の【参考】のように定義されている。特に、「その他」の下線部分に留意して教育活動を行うこと。

### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

また、次の(ア)から(カ)の学習活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（★）」はこの中でも特にリスクの高いもの」ではあるものの、市内の感染状況に広がりが見られない場合は、下線の状況を避けるとともに、活動の前後の手洗いや換気の徹底、活動時間の短縮など、感染症対策を徹底することで、実施することができる。なお、緊急事態宣言下においては、三密が同時に回避できない状況にある場合は、中止、又は方法を変えて実施する。

- (ア) 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- (イ) 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- (ウ) 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤、ハーモニカ等の管楽器演奏（★）」
- (エ) 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- (オ) 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）」
- (カ) 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動（★）」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動（★）」

参考：令和2年12月3日 文部科学省改訂「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」



(1) 教科指導の感染症対策

教科	感染症対策（例）
全ての教科等で共通する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 グループによる活動は、近距離で対面にならないよう、席の位置を交互にしたり、一定の距離を確保したりするなど、飛沫がかからない工夫を講じて実施する。また、活動時間が長くなる計画をしている場合は、適時、換気や休憩を計画的に位置付ける。</li> <li>2 近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するとともに、大声での発声はさせない。</li> <li>3 共有の教具等を使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。</li> <li>4 校外での活動は、移動中や活動中の三密の回避を行う。</li> <li>5 引き続き、講師を招聘した講演会等は、オンラインによる遠隔授業も検討する。</li> </ol>
音 楽	<p>【「歌唱」の学習を行う場合の対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。また、一律に大きな声で歌うといった指導ではなく、学習指導要領に則り、自然で無理のない歌い方、適切な声域と声量による歌い方などを指導すること。</li> <li>2 合唱している児童・生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童・生徒との間隔、発表者と聴いている児童・生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともできるだけ2m（最低1m）空ける。</li> <li>3 立っている児童・生徒の飛沫が座っている児童・生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童・生徒と座っている児童・生徒が混在しないようにする。</li> <li>4 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。</li> </ol> <p>※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。</li> <li>・ フェイス・シールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。</li> </ul> <p>&lt;マスクをはずしての歌唱について&gt;</p> <p>歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースが考えられることから、換気と十分な距離（最低2m）をとることが可能である場合は、マスクを外して歌うことができる。また、屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。</p> <p>ただし、緊急事態宣言下は、マスクの着用を徹底する。</p>

	<p>【「器楽」の学習活動のうち鍵盤ハーモニカなど呼吸を用いた楽器を扱う学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鍵盤ハーモニカなど呼吸を用いた楽器を使用する場合は、歌唱指導と同様、飛沫がかからないよう、間隔をあけたり、場の設定を工夫したり、換気など感染症対策を講じて実施する。</li> <li>• 「器楽」の学習で用いる楽器を複数の児童・生徒が触れる場合は、使用前後の手洗いを行わせる。</li> </ul>
<p>体育（保健体育）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動前後の手洗いを徹底し、実施する。</li> <li>2 器械・器具、用具を使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。</li> <li>3 児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、接触する時間が短時間となるよう、実施方法に留意する。体育館で実施する際には、換気を十分に行う。</li> <li>4 授業開始時には準備運動（ラジオ体操や一人のできる体ほぐし、ストレッチ等）を十分に行う。</li> <li>5 児童・生徒が集合・整列する場面は、間隔を十分に開けること。</li> <li>6 校庭や体育館での運動において、換気がされている状況や児童・生徒間の間隔を十分に確保できる場合は、マスクを着用しなくてもよい。ただし、緊急事態宣言期間中は、可能な限りマスクの着用を推奨すること。なお、感染予防のために外したくないと意思表示があった場合は個別に対応すること。</li> <li>7 マスクを着用して活動を行う場合は、適時、水分補給や休憩を取り、熱中症に注意すること。</li> <li>8 水泳指導は実施する。ただし、更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。</li> </ol> <p>例①）教室を更衣室とする 1組の教室を男子、2組の教室を女子とするなど、男女を教室で分散させる。</p> <p>例②）一教室をカーテンで区切り更衣室とする 教室をカーテンで区切り、男子、女子を分散させる。 カーテンがついていない教室については、例①、③を参考にする。</p> <p>例③）教室と更衣室をあわせて利用する 施設状況によっては、例えば、男子を教室、女子を更衣室などに分散する。</p> <p>例④）更衣室を使用する 学級毎など、時間差で使用させる。</p>
<p>技術・家庭</p>	<p>&lt;家庭（小学校も含む）&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調理実習を可とする。</li> <li>2 エプロンや三角巾等、ビニール手袋（推奨）やマスクの着用を徹底する。</li> <li>3 班ごとの活動の際は、近距離での活動が長時間にならないよう、活動計画を立てる。</li> <li>4 食事をする場合は、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる（給食と同様の対策）。</li> <li>5 道具や器具やミシンなどを複数で使用する際（中学校技術科も含む）は、使用者を限定することや、使用前後の手洗いを行わせる。</li> </ol>

(2) 学校行事の実施についての考え方

<p>運動会・体育祭 学芸会, 学習発表会, 作品展覧会, 合唱祭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を講じて, 練習時間を短縮したり, 実施内容を精選したりするなど, 令和2年度の工夫した取組を参考にして実施する。また, 実施学年や保護者の参観については, 学校規模に応じて, 学校が判断し, 実施する。</li> </ul>
<p>宿泊を伴う移動教室 等の学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を徹底して実施する。ただし, 次のことに留意すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 出発前に, 保護者の参加承諾書を提出させる。</li> <li>② 健康観察を徹底し, 少しでも体調が悪い場合は, 欠席を促す。</li> <li>③ 飲食を行う場合は, 向かい合った席にしない, 会話はしない, など, 感染症対策を講じる。また, バス内での飲食(適切な水分補給は除く)は行わないこと。</li> <li>④ 宿泊施設による感染症対策を遵守するとともに, 見学地における実施の際の留意点等を確認し, 感染症対策を徹底する。</li> </ol> </li> </ul>
<p>校外学習 (地域学習等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関を利用した校外学習の在り方については, 参加する児童・生徒数など, 学校の実態に応じて, 学校が判断し, 実施する。ただし, 実施する場合は, 次の点に留意すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予防上, 保護者が児童・生徒の校外学習への参加を望まなかった場合には, 個別・柔軟に対応する。</li> <li>② 健康観察を徹底し, 少しでも体調が悪い場合は, 欠席を促す。</li> <li>③ 見学等, 相手先がある場合は, 受け入れが可能なのか, 実施の際の留意点等を確認し, 感染症対策を徹底する。</li> <li>④ 人数を分散するなどして, 密集・密接を避ける。 ※例えば, 電車を使用する際は, 1学級の児童・生徒が同じ車両に集中しないなどの注意を払う。</li> <li>⑤ 飲食を行う場合は, 「対面で行わない」「会話を避ける」こと。</li> <li>⑥ 学級単位の規模で食事をする場合, 広い場所を確保する。</li> <li>⑦ 感染予防のためにアルコール消毒液等の持参を希望する意思表示があった場合は, 個別・柔軟に対応すること。</li> </ol> </li> <li>徒歩による校外学習については, 三密を回避し, 感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
<p>健康診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施する。学務課から別に通知する。</li> <li>給食後の歯磨きについては, 飛沫による感染予防の観点から, 当間の間, 実施を見送る。</li> </ul> <p>※ 健診項目ごとの日程・対応等詳細は別途学校へ通知する。</p>
<p>避難訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の実態に応じて, 三密を回避し, 工夫して実施する。</li> </ul>
<p>クラブ, 委員会活動 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会活動は, 活動内容や協議事項を精選し, 短時間でできるように工夫する。</li> <li>生徒総会等で全校児童・生徒を一同に会する集会は, 感染状況を踏まえつつ, 放送設備等を活用し, 各教室で実施するなど, 実施方法を工夫する。ただし, 学校の実態に応じて, 児童・生徒間の間隔が十分に確保できる場合は, 校庭等での実施など学校の実態に応じて検討する。</li> </ul>
<p>心の劇場, 連合音楽会, 音楽鑑賞教室, 古典芸能, 連合図工(作品)展, 合同学習発表会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を徹底して実施する予定。 ※劇団「四季」の鑑賞については, 劇団の都合により中止。</li> </ul>

(3) その他の教育活動

全校集会, 学年集会	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送設備等を活用し, 各教室で実施する。</li> <li>体育館や校庭などを使用し, 十分な間隔を開けて実施できる場合は, 学年や全校児童・生徒を一同に会して実施することができる。</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な準備運動を行うとともに, 身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど, 生徒の怪我防止には十分に留意すること。</li> <li>活動前後の手洗いを徹底する。</li> <li>生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は, 接触する時間を短縮するなどして, 実施する。</li> <li>合唱部や吹奏楽部の活動については, 音楽科の感染症対策を参考にし, 生徒間の距離の確保, シールドの設置など, 飛沫が他者に飛ばないように感染症対策を講じて実施する。また, 換気を十分に行うこと。</li> <li>部活動で使用する用具等については, 生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また, 使用前後の手洗いを行わせる。</li> <li>対外試合や演奏会など多数の児童・生徒や不特定多数の参加者が見込まれる活動は, 主催者と十分に検討を行い, 実施の可否について判断する。</li> <li>更衣室や部室を使用する際は, 定期的に換気するとともに短時間の利用とし, 生徒が密集した状態とならないよう工夫する。</li> </ul>
学校給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>配膳を行う児童・生徒等は, 給食衣・帽子・マスクの着用, 手洗いを徹底する。</li> <li>配膳の際は, 児童・生徒等が間隔を空けて並びなどの工夫を行う。</li> <li>児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け, 会話を控えさせる。</li> </ul> <p>※ その他の対応については「保健衛生編」参照</p>

(4) その他

授業参観	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の実態に応じて, 学級や学年毎など分散させて実施するなど, 感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
面談(二者, 三者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を講じて実施する。</li> </ul>
保護者会	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の実態に応じて, 密集にならない広い場所で実施するなど, 感染症対策を講じて実施する。</li> <li>Google Meet などオンラインでの実施も引き続き検討すること。</li> </ul>
学校図書館の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を徹底した上で, 貸出等を行う。</li> </ul>
就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>学務課より別に通知する。</li> </ul>

保健衛生編

## 第1章 本編の位置づけ及び基本的な考え方

### 1 本編の位置づけ

本編は、国内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、文部科学省や東京都教育委員会が公表したガイドライン・マニュアル・通知等を参考に、教育委員会として、市立小・中学校再開時に学校運営上取るべき具体的な感染症予防対策を示し、感染リスクの低減を図るため作成したものである。

なお、本編については、今後も、国や東京都の最新の情報に基づき、継続的に検討し、必要に応じて随時更新していくものとする。

### 2 保健衛生に関する基本的な考え方

市立小・中学校においては、「国マニュアル」で示された設置者・学校の役割や、「都立学校版ガイドライン」で示された東京都教育委員会の基本的な考え方を参考に、「基本的な感染症対策の徹底」と「集団感染のリスクの回避」に努めつつ、児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、市・医師会・保健所等と十分相談の上、臨時休業など感染拡大防止のために必要措置を講じることとする。

#### 【国の基本的な考え方】 ※「国マニュアル」より抜粋

学校においても、「3つの密」を避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

また、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

#### 【東京都教育委員会の基本的な考え方】 ※「都立学校版ガイドライン」より抜粋

「新しい日常」を実践するため、学校内外において以下五つの対策を徹底する必要がある。

○ 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多くの人々が密集している状況
- ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に3つの密が同時に重なる状況は必ず回避

- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

### 3 学校（教職員）の役割

国マニュアル P18  
都立学校版ガイドライン P3-9

#### (1) 校長・副校長の主な役割

- ア 校長は、対応の総括責任者として、本ガイドラインで定めることのほか、「国マニュアル」等に基づく校内で必要となる対応を検討・決定する。
- イ 教職員へ国・東京都の通知内容や取組、地域の感染の状況など、最新の情報を周知する。
- ウ 教職員の模範として自身の健康管理に努める。
- エ 教職員に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。
- オ 教職員が出勤後に発熱等により体調が悪くなったときや、教職員の家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、帰宅し自宅休養することや、自宅待機するなどの対応を積極的に促す。
- カ 保護者へ学校の対応等を周知し、協力を要請する。
- キ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、教育委員会・保健所等と十分相談の上、出席停止や自宅待機指示、校内の消毒など、感染拡大防止のために必要な措置を講じる。

#### (2) 養護教諭の主な役割

- ア 毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。
- イ 出勤後に発熱等体調が悪くなったときや、家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに管理職に報告する。
- ウ 学校における感染症対策の中核として、他の教職員と連携し、組織的な児童・生徒への健康観察・保健指導等を実施する。
- エ 教職員が正しい知識を得て適切な健康管理や保健指導ができるよう、医療や感染症対策等の情報を積極的に提供・発信する。
- オ 学校医・学校薬剤師等と連携を図り、校内の環境衛生の保持に努めるとともに、必要に応じて、「国マニュアル」等に基づく対応を検討し、校長に進言する。
- カ 児童・生徒や教職員に発熱等の風邪の症状がみられるときは、帰宅するまでの間、保健室等での隔離・検温・経過観察など、適切な対応を講じる。
- キ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、校長の指示を受け、教育委員会・保健所等と十分相談の上、他の教職員と連携し、消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

(3) 教員の主な役割

- ア 毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、児童・生徒と最も密接に関わることから、健康状態に不安があるときは無理な出勤を避ける。
- イ 出勤後に発熱等体調が悪くなったときや、家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに管理職に報告する。
- ウ 養護教諭や他の教職員と連携し、組織的な児童・生徒への健康観察・保健指導等を実施する。
- エ 児童・生徒への指導について、「国マニュアル」等に基づく必要な対応を検討し、校長に進言する。
- オ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、養護教諭や他の教職員と連携し、消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

(4) 他の教職員の役割

- ア 毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。
- イ 出勤後に発熱等体調が悪くなったときや、家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに管理職に報告する。
- ウ 栄養士・調理員は、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。
- エ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、養護教諭や他の教職員と連携し、消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。



## 4 教育委員会事務局の役割

### (1) 情報の提供

国マニュアル P18

国・東京都の通知内容や取組，他自治体の取組，地域の感染の状況など，最新情報の収集に努め，速やかに学校へ提供する。

### (2) 消毒液，教職員用マスク等の確保

消毒液・教職員用マスク等購入の予算措置を講じるとともに，在庫の確保や学校への配布に努める。

### (3) 感染者が判明した場合の対応

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合に備え，市，調布市医師会，保健所等との連携体制を維持する。

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合は，学校保健安全法第20条に基づき，国マニュアルに沿って状況を確認し，保健所と十分相談の上，臨時休業の実施の有無，規模及び期間について，検討・決定する。また，患者発生について文部科学省に報告する。

### (4) 保護者に対する働きかけ・配慮

ア 市との連携により，新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や家庭での取組の普及啓発を図る。

イ 教育委員会・学校の対応に関する周知に努める。

ウ 海外から帰国した児童・生徒については，保護者に一定期間の自宅待機を要請する。

エ 就学援助等の申請期間について可能な限り柔軟な対応に努める。

オ 児童・生徒の感染等が判明した場合には，感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別が発生しないよう，プライバシーの確保を最優先し，最大限の配慮を行う。

### (5) 関係機関との連携

学校単位で連携しにくい機関（医師会，歯科医師会，薬剤師会，市内・近隣の医療機関）との広域的な対応のとりまとめや情報共有などを行う。

### (6) 国・東京都との連携

国・東京都の通知内容や取組に沿った対応を進めていく。

## 第2章 具体的な感染予防策

### 1 健康管理・衛生管理等

国マニュアル P20-27  
都立学校版ガイドライン P3-7

#### (1) 児童・生徒の健康管理・衛生管理

##### ア 健康観察票の配付

学校は、児童・生徒に、健康観察票を配付し、毎日記入・提出を求める。

##### 【健康観察票】

様式1「健康観察票」を使用する。ただし、これと同じ項目が記載できるようになっていれば、学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

##### イ 登校時の健康観察

登校時の声掛けや健康観察、教室での健康観察、提出された健康観察票により児童・生徒の体調を確認する。

検温や健康観察票を忘れた場合は、教室に入室する前に職員室等に立ち寄りよう指導し、別室で検温及び風邪の症状などを確認する。

##### ウ 本人または家族の体調不良時の対応

国及び東京都が示す地域の感染レベルを参考としながら、その症状がある者の解熱後24時間が経過し、症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで出席停止とするか、保護者の同意が得られる範囲内で自宅待機をお願いする。

##### エ 本人が濃厚接触者に特定された場合の対応

校長は、同居する家族の中に感染した者がいるなど、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、出席停止とする。ただし、自宅待機の有無及び期間について保健所からの指示がある場合は、それに従う。

##### オ マスクの管理

清潔なマスクを着用するよう指導する。

ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症対策を優先させ、活動の態様や児童・生徒の様子等を踏まえ、マスクを外させるなど現場で臨機応変に対応する。

##### 【マスク】

マスクを忘れた場合や校内で汚れた場合等は、学務課が配布するマスクを着用させる。

【暑さ指数(WBGT)】※環境省ホームページより抜粋

WBGTが28℃以上で厳重警戒、31℃以上で危険(運動は原則中止)。

##### カ 手洗いの徹底

外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、トイレの後など、こまめに手洗いを行うよう指導する。

手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないよう指導する。

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであるため、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

## (2) 教職員の健康管理・衛生管理

国マニュアル P46  
都立学校版ガイドライン P7

### ア 自宅や学校での健康管理

#### (ア) 教職員

毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努め、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養する。

家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、管理職に報告し、出勤を避ける。

出勤後に発熱等により体調が悪くなった場合は、管理職に報告し、すみやかに帰宅する。公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

#### (イ) 管理職

毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。

発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに教育委員会（指導室）に報告し、自宅休養・帰宅等適切に対処する。

教職員に自宅での検温を徹底させる。

「健康チェック表」を用意し、毎日、記載内容を確認し、3週間保管する。

教職員や家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときや、出勤後に発熱等により体調が悪くなったときは、自宅での休養や帰宅を積極的に促し、他の教職員との接触を避けるなど、適切に対処する。

#### イ 本人または家族の体調不良時の対応

教職員本人または同居の家族に発熱・倦怠感等の風邪症状がみられる場合は、解熱後24時間が経過し、症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで自宅待機する。

#### ウ 教職員が濃厚接触者に特定された場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、休ませる。ただし、自宅待機の有無及び期間について保健所からの指示がある場合は、それに従う。

#### エ 教育活動中の衛生管理

教職員は、定期的・積極的な手洗い（手洗いができない際はアルコール手指消毒液の使用）やマスクの着用等により、児童との接触による感染症予防に努める。

##### 【健康チェック表】

様式3「健康チェック表」を使用する。ただし、これと同じ項目が記載できるようになっていれば、学校独自に作成した帳票を使用しても構わない。

##### 【マスク】

教職員が使用するマスクは、原則として教職員各自で用意する。

マスクを忘れた場合や校内で汚れた場合等は、学務課が配布するマスクを着用する。

## 才 勤務時間外の行動・配慮

勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避け，行動自粛について徹底する。（家族・同居者等も同様）

### (3) 来校者の体調確認・衛生管理

都立学校版ガイドライン P7

管理職は，来校者用の「健康チェック表」を用意し，来校時の体調等の記入を依頼するとともに，積極的な手洗い，アルコール手指消毒液の使用やマスクの着用等を促すことにより，児童との接触による感染症予防に努める。

#### 【健康チェック表】

教職員用の「健康チェック表」を一部改変して活用する。（参考様式）

ただし，これと同じ項目が記載できるようになっていれば，学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

### (4) 教室等の環境衛生管理

国マニュアル P24-43

#### ア 手指衛生用品の設置

都立学校版ガイドライン P8・9

校内に石けん（トイレ・手洗い場）や消毒用アルコール（職員玄関・職員室出入口等）を設置するなど，手指衛生を保てる環境を整備する。

#### イ 換気の励行

換気を行うため，教室のドアは常時開放しておくこととし，授業中における窓開けなどの換気は，可能であれば常時，困難な場合はこまめに（30分に1回以上，数分間程度，窓を全開する），2方向の窓を同時に開けて行う。

##### (ア) 窓がない教室等

換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努め，使用時は，人の密度が高くなるように配慮する。

##### (イ) 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり，広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

##### (ロ) 換気設備やエアコン使用時の対応

換気設備を設置している教室等では，常時，確実に換気設備を稼働させる。また，エアコンは室内の空気を循環しているのみで，室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから，エアコン使用時においても換気は行う。

##### (ハ) 夏季における熱中症対策

マスクを外す際は，換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの一層の配慮を行う。

##### (ニ) 冬季における換気の留意点

冬季は空気の乾燥により飛沫が飛びやすくなることや，感染症が流行する時期であるため，可能な限り常時換気に努める（難しい場合は30分に1回以上窓を全開にするよう努める）。

併せて，室温低下による健康被害が生じないように，保温・防寒目的のため

暖かい服装を着用するよう児童生徒等に指導する。

#### ウ 校内の消毒

通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れ、過度な消毒とならないよう配慮する。

このため、児童・生徒の机など、教室内の備品等の消毒は行わず、多くの児童・生徒が手を触れる共用の箇所（ドアノブ・てすり・スイッチ・蛇口など）のみ、1日1回、消毒液等を使用して消毒を行う。

なお、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて、児童・生徒が家庭用洗剤等を用いて共用箇所の清掃を行うことや、スクール・サポート・スタッフ、地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て消毒を行うことなど、学校の実情に合わせた対応を図り、教職員の負担軽減にも配慮する。

そのほか、学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。

#### 【消毒液等】

保健用のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム、学務課が配布するイソプロピルアルコール消毒液等を使用する。また、通常の清掃活動の一環として実施する場合は、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を使用する。消毒方法は、文部科学省から求められている次亜塩素酸ナトリウム（2度拭き）の積極的な使用を基本とするが、学校の実態を踏まえ、電気スイッチ等への噴霧を除き、時間短縮のためにイソプロピルアルコール（1度拭き又は吹掛け）を使用することは差し支えない。

(5) 給食調理上の衛生管理

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

(6) 給食指導時の衛生管理

ア 配膳台の清掃・消毒

ポイントを絞って消毒の効果を取り入れるため、給食室（ミルク室）で配膳台用ふきんを消毒し、各クラスに配布して配膳前に清拭する。

【消毒液】

給食用の次亜塩素酸ナトリウムを使用する。（0.05%希釈液，1度拭き）

※水3Lに対し次亜塩素酸ナトリウム6%を25mlで希釈

※吸引すると人体に有害なため、次亜塩素酸ナトリウムを含んだ消毒液の噴霧は不可

イ 配膳・下膳時の対応

石鹸による手洗い・マスクの着用を徹底し、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。

ウ 喫食時の対応・指導

マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。着用していたマスクを清潔なビニール・布等に置くなどして清潔を保つようにする。児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話は控える。

エ 教職員の被服

教職員は、通常時同様、必ず清潔なエプロン・三角巾・マスクを着用する。

【被服（エプロン・三角巾）、マスク】

給食指導時の着衣については、学務課から配布しているエプロン・三角巾・帽子のほか、各自で購入した白衣等でも清潔に管理していれば着用可。

出勤時から着用しているマスクが汚れていなければ取り換える必要はない。

(7) 分散登校時の給食対応（配膳が簡易な給食の提供等）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、児童・生徒同士の接触を避け、飛沫感染を防止するための指導を行う期間を確保するため、以下のような工夫による配膳が簡易な形で給食提供する。

配膳を伴わない給食後についても、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）とし、適切な栄養摂取はもとより、引き続き、配膳の過程での感染防止に配慮する。

ア 弁当箱等の容器の使用や、個包装のパンと牛乳、果物等を組み合わせた、配膳（食器への盛り付け）を伴わない給食とする。

イ 食物アレルギー対応については、小学校は、専用トレイ・食器を使用し、アレルギー対応献立表、対応カードによる確認を行うこと。

中学校は、保護者への詳細献立表配布等の対応を行うこと。

ウ 配膳を伴わない給食の実施期間は、分散登校期間を目安に、各校で決定する

こと。中学校は、小学校と協議し、決定すること。

エ 献立については、登校のサイクルに合わせて検討すること。（2日間同じでよいが、学年の状況に応じて、献立内容を変更することも可とする。）

オ 中学校へ直送される食品がある場合は、中学校で業者の配送資材を利用してクラス分けを行うこと。

国マニュアル P23・60  
都立学校版ガイドライン P17

(8) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。

対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

【個室対応】

会議室・応接室等の使用可能な個室を複数準備することが困難な場合は、同室内で2m以上の距離を確保する、パーティション等で区切るなどの対応を行う。

体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイス・シールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

【消毒液】

保健用のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム、学務課が配布するイソプロピルアルコール消毒液等を使用する。

消毒方法は、文部科学省から求められている次亜塩素酸ナトリウム（2度拭き）の積極的な使用を基本とするが、実態を踏まえ、電気スイッチ等への噴霧を除き、時間短縮のためにイソプロピルアルコール（1度拭き又は吹掛け）を使用することは差し支えない。

【（参考）家庭内での注意事項についての資料】

「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省)

## 2 出席停止の取扱い等

国マニュアル P59-60  
都立学校版ガイドライン P53-55

### (1) 出席停止の取扱い・登校の判断

児童・生徒の感染が判明した場合、児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生したときは、校長は、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止や「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うなど、適切な措置を講じる。

児童・生徒の状況, 取扱い	方法	出席停止の期間	使用書類
児童・生徒の感染が判明した場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出	保健所から自宅待機を指示された期間	別添様式4 「新型コロナウイルス感染症罹患による欠席届」
児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出	最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間（保健所から自宅待機を指示された場合はその期間）	別添様式5 「新型コロナウイルスの濃厚接触による欠席届」
日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒で重症化するリスクが高い場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（病院名等を記入）	主治医等が登校すべきでない判断した期間	別添様式6 「基礎疾患等による欠席届」
基礎疾患等のある児童・生徒で重症化するリスクが高い場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（病院名等を記入）	主治医等が登校すべきでない判断した期間	別添様式6 「基礎疾患等による欠席届」
発熱・倦怠感・呼吸困難等がある場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（症状の程度や周囲の流行状況に依りて、かかりつけ医と相談）	解熱後24時間が経過し、症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで	別添様式7 「発熱等による欠席届」
同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】			
感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者に連絡し、事情等を聞き取り	保護者と相談し個別に判断	様式なし ※聞き取った内容メモ等を保管
児童・生徒が海外から帰国した場合（国や地域を問わず） 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（入国日が確認できる書類を添付）	帰国日から2週間	別添様式8 「海外からの帰国による欠席届」
児童・生徒が海外から帰国した家族と同居した場合（国や地域を問わず） 【学校保健安全法】			

※解熱後の再登校の目安は、令和2年5月14日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」を参考とする。

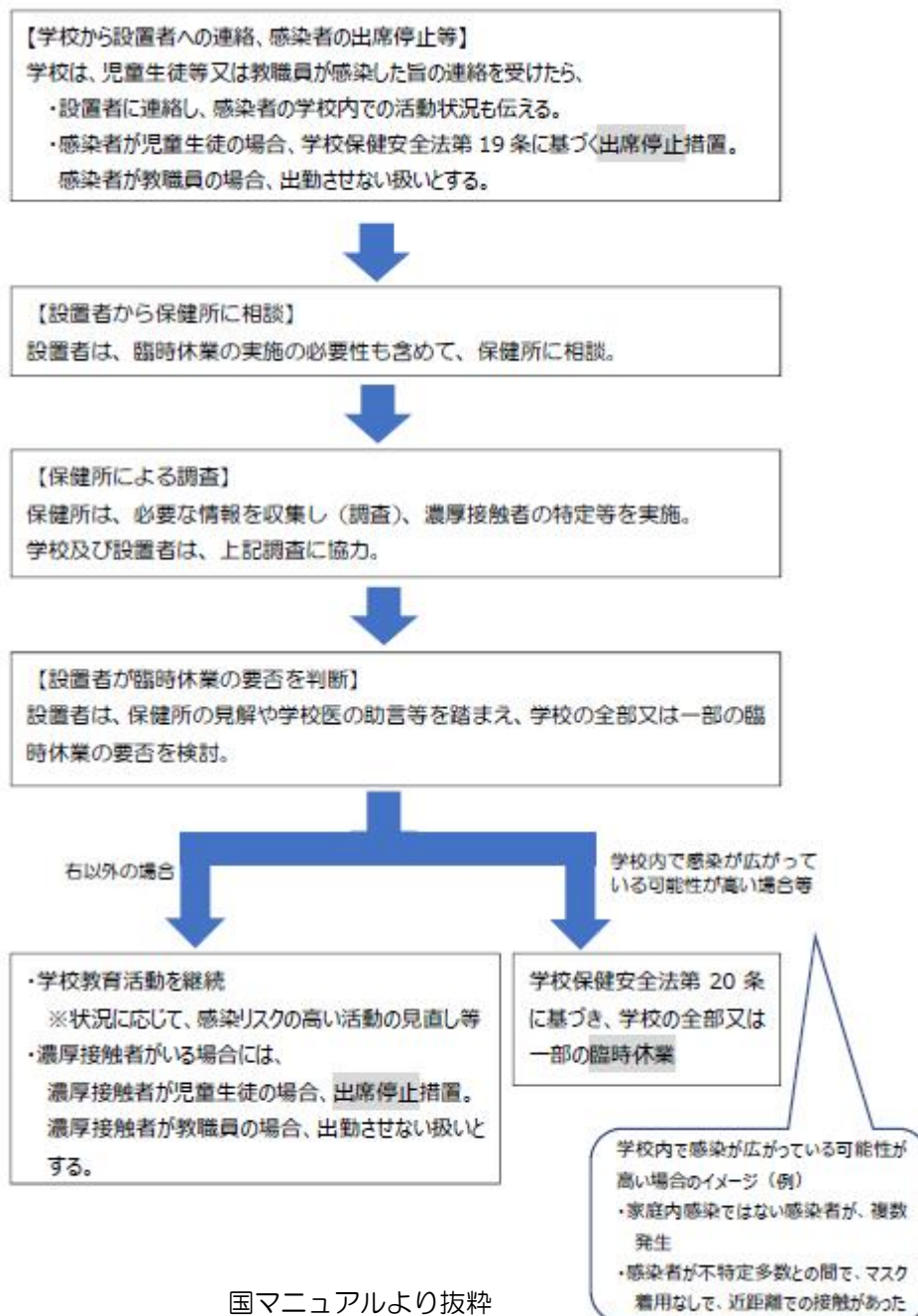


### 第3章 臨時休業（感染者が判明した場合等の対応）

国マニュアル P59-65  
都立学校版ガイドライン P53-56

#### 1 感染者が判明した場合

- ア 校長は、児童・生徒や教職員の感染が判明した場合、保健所からの指示に基づき、出席停止や出勤させない扱いとする。
- イ 校長は、速やかに、学務課及び指導室に報告する。
- ウ 教育委員会（学務課・指導室）は、学校保健安全法第20条に基づき、国マニュアル等に沿って、以下のとおり対応する。



国マニュアルより抜粋

## 2 保護者等への周知・市民への公表

### (1) 周知・公表の考え方

教育委員会は、臨時休業（学級閉鎖等）を実施する場合に、保護者への周知及び市民への公表を行う。

感染が判明した児童・生徒が一定期間登校していないなど、学校内で感染が広がっている可能性が低い場合は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえて、当該校の教育活動を継続する。

### (2) 保護者等への周知

学校は、児童・生徒等の感染が判明した場合や臨時休業を実施する場合には、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して、学校安全安心メールの活用により、感染者発生状況及び学校の対応を周知する。

### (3) 市民への公表

教育委員会は、臨時休業を実施する場合には、市ホームページで感染者発生状況及び学校の対応などを公表する。

掲載内容については、感染者に対する偏見や差別が発生しないよう、プライバシーの確保を最優先し、原則として、学校名・学年・性別・氏名は非公開とする。

## 3 校内の消毒

学校・教育委員会は、保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童・生徒や教職員の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行うほか、必要な措置を講じる。

また、物の表面についたウイルスの生存期間を考慮し、24～72 時間程度、立ち入り禁止とするなどの処置も検討する。

### 【消毒液】

保健用・給食用の次亜塩素酸ナトリウム、学務課が配布するイソプロピルアルコール消毒液等を使用する。

## 4 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

教育委員会は、必要に応じて、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等を踏まえ、保健所と十分相談の上、一部又は全ての学校における休業措置についても検討する。

---

調布市立学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）

《令和3年4月1日版》

---

調布市教育委員会教育部指導室・学務課

〒182-0026 東京都調布市小島町 2-36-1

TEL 042-481-7480, 7475・6